平成２５年（フ）第３４８号
金沢市上荒屋４丁目214番地
債務者　山田　修三
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　明士
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３４９号
金沢市上荒屋４丁目214番地
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　明士
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
東京都町田市高ケ坂506番地１ナインハイツＢ－３
債務者　小瀬川　崇
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３８号
東京都八王子市絹ケ丘１丁目32番10号伊東方
債務者　伊野瀬和史
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　和将
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２２号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目27番26号　ロイヤルハイツ101
債務者　安間　　宏
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
静岡県浜松市浜北区横須賀1259番地の１　Ｊハイツ201
債務者　安間　　亘
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目27番26号　ロイヤルハイツ101
債務者　安間　　満
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市上野町6071番地　県営うえの住宅５棟41号
債務者　上野　律子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津正巳
4　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
岐阜県下呂市森1665番地６
債務者　和だいにんぐせんこと　千田　裕介
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
岐阜県高山市八幡町52番地
債務者　玉腰　洋祐
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　破産債権の届出期間　平成25年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月９日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
新潟県長岡市千場２丁目７番４号　ともい荘３号室
債務者　若木　順二
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　隆史
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３０８号
兵庫県姫路市夢前町新庄458番地
債務者　岡本　忠夫
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月26日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２８４号
函館市富岡町２丁目43番21号
債務者　重文字恵理香
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９８号
函館市神山３丁目13番７号
債務者　小ケ口朝子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４９号
岡山県井原市井原町622番地２　グリーンハイツ105号
債務者　曽田　　強
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係